

税理士法人わかば

国際税務ニュースレター

2005年12月

今回のテーマ： 移転価格 - 2005年の更正事案と移転価格課税後の対処法について

日本経済新聞（2005年7月13日）によると、2005年に入り移転価格税制の適用を受けた上場企業は4社にのぼり、追徴課税の対象となった更正所得は合計すると700億円超となるそうです。

これは2003年度（～2004年6月までの1年間）の758億円に迫る勢いであり、過去最高の実績になると予想されます。

1 上場4社の更正内容

	京セラ	日本金銭機械	TDK	ソニー
対象年度	1999/3～2003/3 (5年)	1999/3～2004/3 (6年)	1999/3～2003/3 (5年)	1998/3～2002/3 (5年)
対象取引	海外子会社との電子部品やファインセラミックスなどの製品取引	米国・ドイツの海外子会社との製品取引	香港、フィリピンの子会社2社との電子部品取引	複数の海外子会社とのCD及びDVDディスク事業に関する取引
増差所得	243億円	34億円	213億円	214億円
追徴税額 (地方税含)	約130億円	約17億円	約120億円	約45億円

2 移転価格課税後の対処 1 - 不服申立

万が一、移転価格課税により、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書が届いた場合の対処法ですが「国内法に基づく救済手段」として、異議申立て、審査請求（両者を「不服申立」という）、ならびに訴訟があります。

➤ 不服申立制度とは

国税に関する法律に基づき税務署長等が行った更正・決定などの課税処分、差し押さえなどの滞納処分等に不服がある場合、納税者はその処分の取消しや変更を求める不服申し立ての手続きをとることができる制度です。

通常、異議申立てを経ってから審査請求を行うこととなります（不服申立前置主義）。

➤ 不服申立制度のできる者

国税に関する法律に基づく処分によって、直接自己の権利又は法律上の利益を侵害された場合は不服申立ができ、移転価格課税を受けた者はその対象となります。

「異議申立て」はその不服とされる処分について当該処分を行った税務署長、国税局長、または国税庁長官に対し、所轄税務署長等が正当性を再検討することを申立てることであるのに対して、「審査請求」はその不服とされる処分について国税不服審判所長に審査を求めるものです。

➤ 不服申立制度の手順

不服申立制度は、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書が届いてから2ヶ月以内に原則として、税務署長に対して異議申立てを行います。異議決定に不服な場合は1ヶ月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を行います。もし3ヶ月を経過しても異議決定がない場合には同様に、国税不服審判所長に対して審査請求を行うこととなります。

例外として、異議申立てを経ずに選択により直接審査請求を行うことも可能です。審査請求後3ヶ月を経過しても裁決がない場合には、原処分取消訴訟を地方裁判所に行うこともできます。

3 移転価格課税後の対処 2 - 相互協議

また「租税条約に基づく救済手段」として相互協議があります。

相互協議とは、租税条約に適合しない課税（二重課税）を排除するため、租税条約の規定により租税条約締結国の「権限ある当局」同士が政府間の協議を行うものであり、納税者は参加できません。

相互協議で合意に達した場合は相手国の税務当局が取引の相手企業の所得を減額する対应的調整が行われ、合意内容に応じて移転価格課税を行った国において減額更正が行われます。

➤ 相互協議の留意点

- ・ 事前相談の重要性 - 二重課税を排除するためにも早期に開始する必要があります。
- ・ 資料保存の重要性 - 当局の十分な理解が必要であるため、対象取引に関する詳細な資料の提出が要件となります。
- ・ 納税者による自助努力の重要性 - 納税の義務を負うものとして相手国において事業活動を行う上でその相手国の課税手続きを尊重する必要があること、課税を行った当局と十分な議論及び異議申立等の手続きをふんだ上で相互協議の申立を行うこととなります。
- ・ 相互協議は必ず合意に達するとは限りません。

4 移転価格課税後の対処の比較表

	国内法		租税条約
	不服申立		相互協議
	異議申立	審査請求	
誰に対して申請	所轄税務署長 (移転価格課税の場合: 所轄国税局長)	国税不服審判所	所轄税務署長 (申立は所轄税務署長を経 由して国税庁長官)
根拠条文	・国税課税法第81-86条	・国税課税法第87-103条	・租税条約の相互協議条項 (新日米租税条約第25条) ・租税条約実施令第7条 ・国税課税法(更正の請求: 第23条) ・国税課税法施行令第6条
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として「異議申立」を先に行う。 ・実務的には 相互協議の申立と同時に不服申立を行う(更正より2ヶ月以内)。 ・不服申立の審査は 相互協議の決着があるまでPendingとしておく。 ・納税者の勝率は10%~15%である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・不服申立 相互協議で結果が出ない場合訴訟を行うが日本では稀 ・移転価格事案において納税者の勝率は5%程度

・日本で行われる対应的調整は「税額調整」(「税額調整」)
・両当局の主張の完全な一致が得られない「部分合意」の場合 合意部分についてのみ二重課税の排除を行う。

お見逃しなく！

相互協議とその他国内の救済手段を同時に提起することは可能です。その際、いずれを先行させるかは納税者の選択によることが原則とされますが、相互協議が先行する場合には、権限ある税務当局が合意を行う際に、納税者がその他の救済手続きを取り下げる必要があります。

一方、その他の救済手続きが先行する場合には、意義決定が行われると相互協議を続行することができなくなります。しかし、国内法上の救済手続きが納税者の意思により先行された場合で、審議の結果却下された場合には、租税条約に適合しない課税が残っている限りは、相互協議の申立は可能であるとされています。

ただ異議申立ては、相互協議が決裂したときのための担保として行いますので、通常は異議申立ての際に相互協議を優先する旨を記載し、異議申立ては相互協議が決着するまでストップすることとなります。

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）ASGマネジメント（株）